

一般社団法人聖路加看護学会 評議員・役員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人聖路加看護学会（以下「この法人」とする）の定款第15条2に基づき、評議員および役員の選出に関し必要な事項を定める。

(選挙管理委員)

第2条 理事会は会員の中から3名の選挙管理委員を委嘱する。

選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下「委員会」という）を組織する。

委員会には委員長をおく。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。

選挙管理委員は、選挙権および被選挙権を有する。

2. 選挙管理委員の任期は、次期の選挙管理委員選出までの4年とする。
3. 委員会は、次期改選まで理事および監事の得票順位名簿を保管する。

(評議員の選出)

第3条 評議員は正会員の中から選挙により選出する。

2. 評議員数はⅠ. 北海道・東北地区、Ⅱ. 東京地区（国外を含む）、Ⅲ. 東京を除く関東・甲信越地区、Ⅳ. 東海・北陸・近畿・中国地区、Ⅴ. 四国・九州・沖縄地区の5地区別におおむね次のように定める。

(1) 会員20名に一人とする。

(2) 会員20名を越える端数については一人加える。

3. 評議員に欠員を生じた時は、得票順位名簿の中から次点者を繰り上げる。

(役員の選出)

第4条 役員（理事および監事）は、第3条で選出された評議員の中から選挙により選出する。

2. 役員（理事および監事）に欠員を生じた場合は、次点者を繰り上げる。

(選挙権)

第5条 当該年度の会費を8月31日までに納入した会員は、評議員の選挙権を有する。

2. 評議員は、役員の選挙権を有する。
3. 名誉会員は選挙権を有さない。

(被選挙人)

第6条 入会年度を含めて3年以上経過し、第4条に該当する会員は、評議員の被選挙権を有する。

(期日の決定)

第7条 選挙期日は、委員会で決定し、告示する。

(名簿)

第8条 理事会は、選挙人名簿および被選挙人名簿を理事会で作成する。委員会は名簿を確認し、選挙人に所属地区の被選挙人名簿を配布する。

(投票)

第9条 選挙人は、被選挙人名簿の中から定められた数の評議員を選出し、所定の投票用紙に記載し、選挙用の封筒を用いて返送する。

(無効票)

第10条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙および封筒を用いないもの。
- (2) 外封筒に記名のないもの。
- (3) 被選挙権を有しないものを記名したもの。
- (4) 消印の有効期限（当日消印有効）を過ぎたもの。
- (5) 定数以上に記入したもの。
- (6) その他選挙の規定に反するもの。

(当選者の決定と報告)

第11条 選挙において有効投票を多数得たものから順に当選者とする。

2. 同数の有効投票を得たものについては、抽選により当選者を決定する。
3. 委員長は当選者に通知し、その承諾を得る。
4. 当選者が辞退したときは、次点者を繰り上げる。
5. 委員長は、選出された理事・監事の名簿を添えて、理事会に報告する。

(評議員・理事・監事の就任日)

第12条 評議員・理事・監事の就任日は下記とする。

- (1) 評議員：選挙終了後、翌年度に開催される定時評議員会の日
- (2) 理事・監事：選任された定時評議員会の日

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て理事長が行う。

附則

1. この規程は、平成28年6月17日から適用する。